

令和5年度みやざき食べきり宣言プロジェクト等に係る企画・運營業務委託仕様書

1 業務の目的

食品ロスを削減するためには、県民一人ひとりが食品ロス問題に対して当事者意識を持ち、また行動することが必要であるため、情報発信や各種啓発イベントを始めとした以下の事業を実施することによって、県民意識の醸成及び活動の促進を図る。

2 業務の名称

令和5年度みやざき食べきり宣言プロジェクト等に係る企画・運營業務

3 委託業務の内容

(1) テレビ広告の放送

① 放送内容

令和4年度に制作したアニメーションCM

② 放送

放送局：株式会社テレビ宮崎（UMK）

株式会社宮崎放送（MRT）

放送期間：10月1日から10月31日

放送回数：100回以上とする。

(2) SNS広告の配信

① 放送内容

令和4年度に制作したアニメーションCM（アレンジ可）

② 放送期間

令和5年10月1日から10月31日

(3) 食べきり宣言ミニフェスタの実施

・県民（消費者）と食品関連事業者双方の意識に働きかける啓発を行うこと。

・開催場所：県内市町村で実施されるイベント内又は食べきり協力店等

実施回数は3～8回（開催場所は県で調整）

・イベント内容

① みやざき犬ダンスショー

② オリジナル啓発グッズの配布：1,000個以上（1個あたりの単価の上限は300円とする）

③ フードドライブ

④ パネル展示

⑤ アンケート

⑥ その他

※開催場所に合わせて内容を調整

・イベント決定後の実施に係る調整

・SNSを活用したイベント広告

(4) その他自由提案

・上記の他、業務の目的を達成するために効果的な提案、企画の実施を行うこと。

・新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施が不可能な場合は、県と協議の上、代替事業の実施を行うこと。

(5) 共通事項

・使用するキャラクターは「みやざき犬」とする。

- ・委託期間は契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

4 普及啓発の内容

次の内容を可能な限り盛り込むこと。

- ・買い物や調理時における取組を促進し、家庭内における食品ロス削減に向けた啓発を行うと共に、食品を製造・流通させる事業者の意識に働きかける啓発を行う。
- ・食べ残しや食品の期限切れによる廃棄の削減のため、余った食材の長期保存方法や活用方法の提案を行う。
- ・食べきり協力店の取組内容の紹介や周知を行う。
- ・食品ロスがどのような場合に発生しているかの周知を行う。

5 成果品

- (1) 報告書
- (2) テレビ広告、SNS広告の実施確認書
- (3) SNS広告の電子媒体（アレンジした場合）
- (4) 保管用啓発物品等
- (5) 回収したアンケート用紙及びアンケートの集計結果
- (6) その他本事業で制作したデータ一式

6 支払方法

業務完了後、精算払

7 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課 企画・リサイクル担当

TEL：0985-26-7081

FAX：0985-22-9314

E-mail：junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp